

労使関係の基本事項に関する協約

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、労使関係の基本事項に関し、次のとおり協約を締結する。

（良好な労使関係）

第1条 大学と組合は、良好な労使関係を重視する。

（協約の基本）

第2条 大学と組合は、労働基準法（以下「労基法」という。）第1条第2項の規定により、労基法の基準を理由として労働条件を低下させてはならない。

2 大学と組合は、労働組合法及び労基法の精神に基づき、労使対等の原則により、交渉・協議を通じて労働条件、労使関係に関わる諸問題を話し合い、適切な労働条件を構築すべく努力し、もって労使の信頼関係を確固たるものとする。

3 大学と組合は、労基法第2条第2項の規定に基づき、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

（協約の優先）

第3条 大学と組合が締結した労働協約（形式は問わない。）は、就業規則その他大学が制定する諸規則に優先する。

（慣行の遵守）

第4条 大学と組合は、施設使用や労使交渉に関して、これまで行われてきた労使間の慣行を尊重するものとする。

（団結権の保障）

第5条 労働組合の団結権を保障するため、大学は以下の各号の具体的措置をとる。

一、大学は、募集、採用、配置、昇進、教育訓練の実施、福利厚生の利用、定年、退職、解雇など雇用管理の全般にわたって、労働組合法第7条第1項の趣旨に則り組合員を差別的に取り扱わない。

二、組合員の正当な組合活動を保障し、組合員が組合活動をしたことを理由に労働条件その他について不利益な取り扱いをしない。

三、組合役員（執行委員）に関しては、在任中の組合活動の妨げとなるような配置転換は行わないものとし、合理的な事由による配置転換であっても、事前に本人の合意を得るものとする。

四、組合活動に必要な組合室、組合掲示板等については、別途定める協約により便宜供与する。

五、組合活動に対する当局の意見表明は、直接組合員に行なわない。（組合執行部との事前協議を必要とする。）

労使関係の基本事項に関する協約

(団体交渉権の保障)

第6条 団体交渉権を保障するため、大学は次の各号の具体的な措置をとる。

- 一、大学は、組合から団体交渉の申し入れがあったときは、正当な理由がなく、これを拒むことができない。
- 二、大学は、組合から労働条件の変更要求があったときは、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
- 三、労働条件の変更については、事前に組合の意見を求め、誠意をもって話し合う。
- 四、団体交渉の方式及び手続きに関しては、別途定める協約による。

(有効期間)

第7条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学

学長 吉田 洋 二



山梨大学教職員組合

委員長

森 田 秀 二

